

# 学生教育研究災害傷害保険の ごあんない

本学は、教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために「学生教育研究災害傷害保険」の賛助会員大学となり、加入受付事務などを行っています。

## この保険のあらまし

### 1. 対象となる活動範囲

(1) 国内外における本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合。「教育研究活動中」とは次の場合をいいます。

- ① 正課中  
講義、実験・実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます。）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。  
イ、指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。  
ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。  
ロ、指導教員の指示に基づき授業の準備もしくは後始末を行っている間または、授業を行う場所、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。
- ② 学校行事中  
大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。
- ③ ①②以外で学校施設内にいる間  
大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。
- ④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動（クラブ活動）を行っている間  
大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

(2) 通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合。  
(ご注意) 通学中の事故・学校施設等相互間の移動中の事故については通学中等傷害危険担保特約を付帯したコースに加入の場合に限り支払いの対象となります。

- ① 通学中  
大学の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間。
- ② 学校施設等相互間の移動中  
大学の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間。

### 2. 補償の対象者

大学院・大学・短大に在籍する学生に限ります。

### 3. 保険期間

入学月によって保険期間が異なりますのでご注意ください。

- 4月入学生の方：4月1日午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで  
※各保険期間の前日までに保険料相当額を添えて加入申込を行わなかった場合は、保険料相当額を添えて加入申込を行った日の翌日午前0時から、所定の卒業年次の3月31日午後12時までとなります。
- 10月入学生の方：10月1日午前0時から所定の卒業年次の9月30日午後12時まで  
※各保険期間の前日までに保険料相当額を添えて加入申込を行わなかった場合は、保険料相当額を添えて加入申込を行った日の翌日午前0時から、所定の卒業年次の9月30日午後12時までとなります。

### 4. 加入要領

学生が各保険期間の前日までに所定の保険料を添えて大学に申込を行います。

### 5. 保険金の種類と金額

- 死亡保険金：事故の日から180日以内に死亡したとき該当区分の死亡保険金額全額をお支払いします。(注1)
- 後遺障害保険金：事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき、後遺障害の程度に応じて該当区分の後遺障害保険金をお支払いします。(注2)
- 医療保険金：傷害を被り、平常の生活に支障が生じ、かつ医師の治療を受けた場合は、平常の生活を営むことができるまでの治療日数に応じて、該当区分の医療保険金をお支払いします。
- 入院加算金：医師の指示に基づき病院または診療所に入院する場合は医療保険金とは別に、180日を限度として1日につき4,000円を医療保険金としてお支払いします。



## (2) 通学中等傷害危険担保特約

### ① 通学中

- 徒歩で登校中、歩道に乗り上げた自動車にひかれ上位脊髄損傷で死亡。(1,000万円支払)
- バイクで登校中、交差点で対向車と衝突、脳挫傷により意識不明。(1,500万円支払)
- 登校中、駅の階段を降りるとき、誤って転倒し、左足関節捻挫。(5万円支払)

### ② 学校施設等相互間の移動

- 農学部で実験を行い、バイクで工学部に帰る途中転倒し、前腕骨折。(9万円支払)

### <ご加入における注意事項>

ご加入の際には記載事項に間違いがないか十分にご注意ください。事実と相違している場合は保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

### <保険契約の無効>

保険に加入した当時、次の事実があるときは、保険契約は無効となります。

- ・ 保険契約に関し、保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったとき。
- ・ 保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

### <ご加入後における留意事項>

ご加入後、次のようなことが生じた場合、すみやかに本学の担当窓口（学生課・厚生課・保健センター等）へご通知下さい。

- ・ 学部もしくは学科等を変更したとき
- ・ 退学したとき
- ・ 保険期間中に通算して1年以上休学したとき

### <事故が発生したときのご注意>

この保険で対象となる事故が生じた場合には、ただちに事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、本学の窓口申し出た上で窓口備え付けの事故通知はがきにより、東京海上日動火災保険㈱の学校保険コーナーへご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

### <死亡保険金受取人の指定>

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

学生教育研究災害傷害保険は、財団法人日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては日本国際教育支援協会にご確認ください。

あいおい損害	損保ジャパン	東京海上日動（幹事保険会社）
ニッセイ同和損害	日本興亜損害	三井住友海上

この保険は（財）日本国際教育支援協会を保険契約者とし（財）日本国際教育支援協会賛助会員大学等に在籍する学生を被保険者とする学生教育研究災害傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利は（財）日本国際教育支援協会が有します。

このちらしは学生教育研究災害傷害保険の概要について説明したものです。詳細は、本学の担当窓口（学生課・厚生課・保健センター等）までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学生教育研究災害傷害保険のしおり」をご覧ください。

### (保険会社が経営破綻した場合の取扱について)

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合は、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。同機構の補償割合（平成18年4月以降）は以下の通りです。

- ・ 保険期間が1年の場合…原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故については100%）
- ・ 保険期間が1年超の場合…原則として90%（引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります。）

### (個人情報の取扱について)

この保険の契約者である(財)日本国際教育支援協会は、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を、(財)日本国際教育支援協会と幹事引受保険会社である東京海上日動火災保険㈱との間で行う保険事務手続のために利用します。東京海上日動火災保険㈱および各引受保険会社は、これらの個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供のために利用する他、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先に提供することがあります。これらの個人情報は、所属大学が作成した加入者名簿を(財)日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険㈱へ提出することにより提供されます。この取扱に同意しない場合は、速やかに(財)日本国際教育支援協会へ申し出てください。（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）なお、この保険における個人情報の取扱の詳細については、(財)日本国際教育支援協会・東京海上日動火災保険㈱および各引受保険会社の各ホームページをご覧ください。

(財)日本国際教育支援協会：<http://www.jees.or.jp>

東京海上日動火災保険㈱：<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp>

### <契約者>

財団法人 日本国際教育支援協会  
事業部共済課  
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29  
TEL：03(5454)5275（直通）

### <引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社  
公務第二部公務第一課  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1  
大手町ファーストスクエアWEST11階  
TEL：03(5223)2607

### 契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項など、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「学生教育研究災害傷害保険の解説・学研災付帯賠償責任保険の解説」に記載されている保険約款によりますが、ご不明点等につきましては(財)日本国際教育支援協会又は東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

### 契約概要

#### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

##### (1) 商品の仕組み

この保険は、(財)日本国際教育支援協会を契約者とし、(財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を被保険者（保険の補償を受けられる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同協会が有します。ご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、1頁をご参照ください。

##### (2) 担保内容・保険期間（保険のご契約期間）

①主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金）、②主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）、③保険期間などにつきましては、1頁・2頁をご参照ください。

##### (3) 引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細は2頁をご参照ください。

##### 2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプなどによって決定されます。保険料・保険料の払込方法については、1頁・2頁をご参照ください。

##### 3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 注意喚起情報

#### 1. 通知義務等

##### (1) ご加入後における留意事項（通知義務等）

退学等の際の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等については下記「事故のお問い合わせ先」または3頁をご参照ください。ご通知や手続き等がないと、保険金をお支払いできないことや解除されることなどがあります。

##### (2) 次回更改契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更改契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

#### 2. 責任開始期

保険責任は、2007年4月1日午前0時から始まります。ただし、4月1日以降のお取扱は以下の通りとなります。

①全員加入の場合、教授会等において決議した保険加入日が4月1日以降のとき：決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。

②任意加入の場合、被保険者（学生）が在籍する会員大学へ、所定の保険料分担金を添えて申込みを行った日が4月1日以降のとき：申込みを行った日の翌日の午前0時が保険始期となります。詳しくは、1頁にてご確認ください。

##### 3. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な事由）等

##### 4. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は3頁をご参照ください。

##### 5. 共同保険について

共同保険については、3頁をご参照下さい。

##### 6. 個人情報の取扱いについて

3頁をご参照ください。

### 事故のときは

この保険で対象となる事故が生じた場合には、ただちに事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、本学の窓口申し出た上で窓口備え付けの事故通知はがきにより、東京海上日動火災保険

(株)の学校保険コーナーへご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

#### 東京海上日動火災保険株式会社

##### 保険に関する苦情・ご相談は

東京海上日動火災保険株式会社 公務第2部公務第1課  
〒100-8050 東京都千代田区大手町1-5-1  
大手町ファーストスクエアWEST11階  
03-5223-2607

##### 事故のご報告・ご相談は

東京海上日動学校保険コーナー

☎ 0120-868-066 (フリーダイヤル)

【受付時間：平日9:00～17:00】

#### (社) 日本損害保険協会

##### 保険に関する苦情・ご相談は

保険会社との間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

☎ 0120-107-808 (フリーダイヤル)

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

【受付時間：9:00～18:00(土日・祝日はお休みとさせていただきます)】